

令和8年度第1回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和8年4月23日（木）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和8年4月23日（木）16時00分

女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定（案）

- | | |
|-----------|---|
| 定第 1 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正について〕 |
| 定第 2 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正について〕 |
| 定第 3 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正について〕 |
| 定第 4 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校事務処理規程一部改正について〕 |
| 定第 5 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕 |
| 定第 6 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕 |
| 定第 7 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕 |
| 定第 8 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕 |
| 定第 9 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕 |
| 定第 10 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕 |
| 定第 11 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕 |
| 定第 12 号議案 | 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕 |
| 報告事項(1) | 新1年生見学パスポートについて |

- 報告事項(2) 明和校区における義務教育学校基本構想の策定について
報告事項(3) 令和7年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約について

非公開予定(案)

- 定第14号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件
定第15号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
定第13号議案 代決処分の承認を求める件
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

6 その他

7 閉会

定第 1 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 3 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(5)～(20) 略す

(代決)

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立科学館条例施行規則の一部を改正する規則

別表第4中「保育所」を「乳児院及び保育所」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

乳児院の引率者が入館する際の入館料を免除するものである。

鹿児島市立科学館条例施行規則（平成2年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正案	備考
別表第4（第6条関係） 【別記 参照】	別表第4（第6条関係） 【別記 参照】	

【別記】

現行

略す
略す
略す
児童福祉法第7条第1項に規定する <u>保育所</u> その他の保育施設

改正案

略す
略す
略す
児童福祉法第7条第1項に規定する <u>乳児院</u> 及び <u>保育所</u> その他の保育施設

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

別表第4中「保育所」を「乳児院及び保育所」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

乳児院の引率者が観覧する際の観覧料を免除するものである。

鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則（平成9年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
別表第4（第5条関係） 【別記 参照】	別表第4（第5条関係） 【別記 参照】	

【別記】

現行

略す
略す
略す
児童福祉法第7条第1項に規定する <u>保育所</u> その他の保育施設

改正案

略す
略す
略す
児童福祉法第7条第1項に規定する <u>乳児院及び保育所</u> その他の保育施設

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

別表第6中「保育所」を「乳児院及び保育所」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

乳児院の引率者が観覧する際の観覧料を免除するものである。

鹿児島市立美術館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考
別表第6（第18条関係） 【別記 参照】	別表第6（第18条関係） 【別記 参照】	

【別記】

現行

略す
略す
略す
児童福祉法第7条第1項に規定する <u>保育所</u> その他の保育施設

改正案

略す
略す
略す
児童福祉法第7条第1項に規定する <u>乳児院及び保育所</u> その他の保育施設

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立学校事務処理規程の一部改正について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

第14条に次の1項を加える。

- 3 文書及び簿冊の作成、整理、保管及び保存は、文書管理システムその他教育長が指定する方法(以下「文書管理システム等」という。)により、電子的に行うことを原則とする。ただし、法令等により原本の提出又は保存が求められる場合その他校長が必要と認める場合は、この限りでない。

第16条に次の1項を加える。

- 4 第1項第1号の帳簿は、文書管理システム等により電子的に作成し、備え付けることができる。

第17条の2中「について」を削り、「必要に応じて当該電子文書を用紙に出力の上、前条の規定を準用して受付を行うものとする。」を「文書管理システム等に登録し、当該電子文書を保存することにより受け付けたものとする。」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の登録及び保存に当たっては、到達日時、差出人、件名、処理経過その他必要な事項を記録し、検索及び追跡ができる状態にしなければならない。
- 3 電子文書を用紙に出力する場合は、法令等により求められる場合、又は校長が事務処理上必要と認める場合に限り、必要最小限の範囲で行うものとする。

第20条中「原則として」の次に「文書管理システム等又は」を加える。

第26条中「次の各号により編集しなければならない。」を「原則として会計年度ごとに、文書管理システム等により電子簿冊として編成し、保存しなければならない。」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システム等の機能により年度ごとの編成が困難な場合は、第17条の2第2項に規定する事項の記録をもってこれに代えることができる。

第26条各号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 文書に付属する図面その他で電子簿冊への編成が困難なものは、別に管理し、電子簿冊にその所在及び関連を明示するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法令等により紙原本の編冊が求められる場合その他校長が必要と認める場合は、紙簿冊として編冊することができる。

本則に次の1条を加える。

(紙文書の電子化)

第31条 紙により受領し、又は作成した文書は、文書管理システム等により電子化して保存することができる。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(改正理由)

文書管理システム等による電子保管を原則とすることに伴い、関係条文を整備するものである。

鹿児島市立学校事務処理規程（昭和42年教育委員会教育長訓令第5号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(文書及び簿冊取扱の原則)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(電子文書の受付)</p> <p>第17条の2 <u>学校に到達した電子文書については、必要に応じて当該電子文書を用紙に出力の上、前条の規定を準用して受付を行うものとする。</u></p>	<p>(文書及び簿冊取扱の原則)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 文書及び簿冊の作成、整理、保管及び保存は、文書管理システムその他教育長が指定する方法（以下「文書管理システム等」という。）により、電子的に行うことを原則とする。ただし、法令等により原本の提出又は保存が求められる場合その他校長が必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項第1号の帳簿は、文書管理システム等により電子的に作成し、備え付けることができる。</u></p> <p>(電子文書の受付)</p> <p>第17条の2 学校に到達した電子文書は、<u>文書管理システム等に登録し、当該電子文書を保存することにより受け付けたものとする。</u></p> <p><u>2 前項の登録及び保存に当たっては、到達日時、差出人、件名、処理経過その他必要な事項を記録し、検索及び追跡ができる状態にしなければならない。</u></p> <p><u>3 電子文書を用紙に出力する場合は、法令等により求められる場合、又は校長が事務処理上必要と認める場合に</u></p>	<p>文書管理システム等による作成、整理、保管および保存の追加</p> <p>文書管理システム等の対応に伴う追加</p> <p>文書管理システム等の対応に伴う条文整理</p> <p>文書管理システム等の留意事項の追加</p> <p>文書管理システム等の対応に伴う追加</p>

(文書の起案)

第20条 事案の処理は原則として文書によるものとし、文書を起案するときは起案用紙(様式第18)によらなければならない。ただし、定例であつて、簿冊をもつて処理できるもの若しくは軽易な事件で文書の余白に処理案を朱書して処理できるもの若しくは符せん用紙で処理できるもの又は口頭(電話)受信用紙で処理できるものは、この限りでない。

(編集方法)

第26条 完結した文書は、それぞれの係において、次の各号により編集しなければならない。

- (1) 文書は原則として会計年度により編冊する。
- (2) 同一事件で数年度にわたるものは、その終了の年度に総合し、2以上の事件に関連するものは、最も重要なものに編冊し、それぞれ関連のある編集簿冊の目次及び適当なところにその旨を摘記しておくものとする。
- (3) 文書に付属する図面その他で、その文書の簿冊につづり込むことの困難なものは、別に製本表装し、その旨目次及び関連文書に記載しておくものとする。
- (4) 編集簿冊には、各冊ごとに索引に供するための目次をつけるものとする。

限り、必要最小限の範囲で行うものとする。

(文書の起案)

第20条 事案の処理は原則として文書管理システム等又は文書によるものとし、文書を起案するときは起案用紙(様式第18)によらなければならない。ただし、定例であつて、簿冊をもつて処理できるもの若しくは軽易な事件で文書の余白に処理案を朱書して処理できるもの若しくは符せん用紙で処理できるもの又は口頭(電話)受信用紙で処理できるものは、この限りでない。

(編集方法)

第26条 完結した文書は、それぞれの係において、原則として会計年度ごとに、文書管理システム等により電子簿冊として編成し、保存しなければならない。ただし、文書管理システム等の機能により年度ごとの編成が困難な場合は、第17条の2第2項に規定する事項の記録をもってこれに代えることができる。

文書管理システム等の対応に伴う条文整理

文書管理システム等の対応に伴う条文整理

<p>(5) <u>簿冊の厚さは8センチメートルを限度とする。1冊に製本できないものは、適当に分冊し紙数の少ないものは、2年度以上の分を合わせて編集することができる。</u></p> <p>(6) <u>表紙には簿書の名称、年度、保存期間及びそれぞれの係名等を記載するものとする。</u></p> <p>(7) <u>第4種、第5種に属するものは、製本、表装目次を省略することができる。</u></p>	<p>2 <u>文書に付属する図面その他で電子簿冊への編成が困難なものは、別に管理し、電子簿冊にその所在及び関連を明示するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、法令等により紙原本の編冊が求められる場合その他校長が必要と認める場合は、紙簿冊として編冊することができる。</u></p> <p><u>(紙文書の電子化)</u></p> <p>第31条 <u>紙により受領し、又は作成した文書は、文書管理システム等により電子化して保存することができる。</u></p>	<p>文書管理システム等の対応に伴う追加</p> <p>文書管理システム等の対応に伴う追加</p> <p>文書管理システム等の対応に伴う追加</p>
---	--	--

定第5号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
高嶺 千史 （前：南日本新聞社編集局文化生活部長）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年4月1日付
徳重 里香 （南日本新聞社編集局文化部長）

〔任 期〕 令和9年7月31日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則 (抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 博物館法 (抜粋)

(博物館協議会)

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 博物館法施行規則 (抜粋)

(博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるにあたって斟酌すべき基準)

第22条 法第25条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

4 鹿児島市立美術館条例 (抜粋)

(美術館協議会)

第18条 美術館に博物館法第23条第1項の規定に基づき、鹿児島市立美術館協議会(以下「美術館協議会」という。)を置く。

2 美術館協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 美術館協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

5 鹿児島市立美術館条例施行規則（抜粋）

（美術館協議会）

第23条 条例第18条に規定する鹿児島市立美術館協議会（以下「美術館協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、美術館協議会委員（以下「委員」という。）の中から選出する。

3 会長は、美術館協議会を代表し、会務を掌握する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき会長の職務を代理する。

5 会議は、必要に応じて開催するものとし、会長が招集し、会長が議長となるものとする。

6 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 美術館協議会の庶務は、美術館において処理するものとする。

鹿児島市立美術館協議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学校教育関係者	森 重 美 香	県美育協会会計(伊敷中学校教諭)
社会教育関係者	田 村 省 三	尚古集成館 文化財部長
	都 筑 綾 子	市女性団体連合会理事
家庭教育関係者	山 元 理 英	市子育てサークル連絡協議会副会長
学 識 経 験 者	渡 辺 芳 郎	鹿児島大学法文学部人文学科教授
	犬 伏 和 章	鹿児島商工会議所副会頭
	徳 重 里 香 (前:高嶺 千史)	南日本新聞社編集局文化部長 (前:南日本新聞社編集局文化生活部長)
	宮 内 基 希	鹿児島青年会議所 監事
公 募 委 員	下 赤 所 大 輔	自営業
	野 元 楓	鹿児島大学教育学部美術科4年生

[任 期] 令和7年8月1日から令和9年7月31日まで

※網掛けの委員の任期は、令和8年4月1日から令和9年7月31日まで(前任者の残任期間

[理 由] 令和8年4月1日付け 定年退職に伴う解職に伴い、新たに委嘱するもの

[女性委員の割合] 50.0%

定第6号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
平田 睦 (前：吉田南中学校長)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年4月15日付
福島 三鈴 (河頭中学校長)

〔任 期〕 令和9年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則 (抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 図書館法 (抜粋)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 図書館法施行規則 (抜粋)

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

4 鹿児島市図書館条例 (抜粋)

(図書館協議会)

第8条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、鹿児島市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 略す

鹿児島市図書館協議会委員名簿（案）

構成	氏名	所属・職名
学校教育関係者	松久保鉄也	明和小学校長
	福島三鈴 (前：平田睦)	河頭中学校長 (前：吉田南中学校長)
	岩松えみ	鹿児島商業高等学校教諭
社会教育関係者	坂口拓	鹿児島商工会議所 青年部
	西村真	鴨池公民館館長
家庭教育関係者	上村宏明	市PTA連合会副会長
	榎園早百合	谷山中学校読み聞かせグループ「ルリユール」 代表
学識経験者	岩下雅子	鹿児島純心大学 非常勤講師
	佐藤宏之	鹿児島大学 法文教育学域教育学系教授
	松尾弘徳	鹿児島国際大学 国際文化学部教授

〔任 期〕 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和8年4月15日から令和9年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う新たな委嘱

〔女性委員の割合〕 40.0%

定第7号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
西 ゆう子 (前：鹿児島家庭裁判所調定委員)
中村 武司 (前：中山小学校長)
山下 久美子 (前：皇徳寺中学校長)
瀬戸口 満 (前：市民局市民文化部市民課長)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年4月1日付
中野 由美子 (鹿児島家庭裁判所調定委員)
池田 隆 (玉江小学校長)
濱田 津世志 (坂元中学校長)
高橋 聖子 (市民局市民文化部市民課長)

〔任 期〕 令和8年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則 (抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例 (抜粋)

(設置)

第1条 市立小学校、中学校及び義務教育学校の校区について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、鹿児島市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じ、鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童及び生徒の校区の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校のPTAを代表する者
- (3) 小学校、中学校及び義務教育学校の校長
- (4) 市長部局の職員
- (5) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
学識経験者	元村 美起子	市地域婦人会連絡協議会書記
	坂尾 加代子	市あいご会連合会監事
	池田 俊彦	鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長
	中野 由美子 (前:西 ゆう子)	鹿児島家庭裁判所調停委員
	有倉 巳幸	鹿児島大学理事・副学長
	濱沖 敢太郎	鹿児島大学法文教育学域教育学系講師
小・中学校 PTA代表	田淵 千春	市PTA連合会副会長
	川添 啓子	市PTA連合会副会長
小学校 ・ 中長	池田 隆 (前:中村 武司)	玉江小学校長 (前:中山小学校長)
	濱田 津世志 (前:山下 久美子)	坂元中学校長 (前:皇徳寺中学校長)
市長部局職員	高橋 聖子 (前:瀬戸口 満)	市民局市民文化部市民課長
	上野 仁志	建設局都市計画部土地利用調整課長

〔任 期〕 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

※網掛けの学識経験者、小・中学校長、市長部局職員の委員の任期は、

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解職及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第8号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
橋口 知 (鹿児島大学法文教育学域教育学系教授)
内菌 博之 (前：向陽小学校長)
益満 裕美 (前：星峯中学校長)
児島 佳子 (鹿児島玉龍中学校教諭)
鳥居 睦代 (前：県立鹿児島聾学校教諭)
川尻 友美 (前：桜丘中学校教諭)

〔理 由〕 人事異動等に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年4月1日付
松永 愛香 (いまきいれ総合病院小児科医長)
大田 高行 (向陽小学校長)
萩原 貞明 (星峯中学校長)
清 恵子 (県立鹿児島南特別支援学校教諭)
西 育子 (県立鹿児島聾学校教諭)
牧野 朋子 (元市教育委員会特別支援教育アドバイザー)

〔任 期〕 令和8年4月30日まで

〔理 由〕 人事異動等に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市特別支援教育審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 障害等により特別な支援を必要とする幼児及び児童生徒（以下「児童等」という。）の適切な就学を図るとともに、就学後の一貫した支援について助言を行うため、鹿児島市特別支援教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、特別な支援を必要とする児童等の教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

鹿児島市特別支援教育審議会委員名簿（案）

構 成	氏 名	所 属・職 名
学識経験者	楠 生 亮	鹿児島市立病院感染制御部長
	松永 愛香 (前：橋口 知)	いまきいれ総合病院小児科医長 (前：鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授)
	島 義 弘	鹿児島大学法文教育学域教育学系准教授
	餅原 尚子	鹿児島純心大学大学院人間科学研究科教授
	福 田 雅 紀	辻ヶ丘幼稚園長
小・中学校長	大 田 高 行 (前：内菌 博之)	向陽小学校長（校長会特別支援教育担当） (前：向陽小学校長)
	萩原 貞明 (前：益満 裕美)	星峯中学校長（校長会特別支援教育担当） (前：星峯中学校長)
特別支援教育関係者	堀之内 恵司	県立鹿児島特別支援学校長
	榎本 博	県立武岡台特別支援学校教諭
	溝上 茂樹	原良小学校教諭
	清 恵子 (前：児島 佳子)	県立鹿児島南特別支援学校教諭 (鹿児島玉龍中学校教諭)
	西 育子 (前：鳥居 睦代)	県立鹿児島豊学校教諭 (前：県立鹿児島豊学校教諭)
	牧野 朋子 (前：川尻 友美)	元鹿児島市教育委員会特別支援教育アドバイザー (前：桜丘中学校教諭)
相談機関	山 口 恭 史	県こども総合療育センター支援部長
福祉施設	水 流 かおる	社会福祉法人落穂会 障害者支援施設あさひが丘統括副施設長

〔任期〕 令和8年4月30日まで

〔理由〕 令和8年4月1日付け人事異動等に伴う解嘱に伴い、新たに委嘱するもの

〔女性委員の割合〕 40.0%

定第9号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
下屋敷 由貴子 (前：市小学校長代表)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年4月1日付
当房 孝子 (市小学校長代表)

〔任 期〕 令和8年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急やむを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 鹿児島市社会教育委員条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

鹿児島市社会教育委員名簿（案）

構 成	氏 名	所 属・職 名
学校教育 関係者	小 磯 誠	市私立幼稚園協会理事(すみれ幼稚園長)
	当 房 孝 子 (下屋敷由貴子)	市小学校長代表(伊敷小学校長) 【前:小学校長代表(西紫原小学校長)】
	肥 後 昭 文	市中学校長代表(紫原中学校長)
	川 上 隆 博	市立高等学校長代表(鹿児島玉龍高等学校長)
社会教育 関係者	須 部 貴 之	騎射場のきさき市主宰((株)KISYABAREE代表)
	郡 山 裕 子	地域学校協働活動吉野・牟礼岡本部 地域学校協働活動推進員
	柿 元 まり子	市あいご会連合会 副会長
	仮 屋 慶 一	JICA九州センター デスク鹿児島 国際協力推進員
	元 村 美 起 子	市地域婦人会連絡協議会 書記
	原 田 美 鈴	鹿児島市生活学校運動連絡会長
家庭教育 関係者	川 添 啓 子	市PTA連合会 副会長
	田 實 澄 恵	マラカスの会 代表
	有 馬 尚 美	てんまち文庫 代表
	亀 井 愛 子	喜入子育てコミュニティKADAN会長
学識 経験者	尾ノ上 優 二	市社会福祉協議会 常務理事
	中 村 一 則	県教職員組合鹿児島地区支部長(東谷山中学校教諭)
	森 木 朋 佳	鹿児島純心女子短期大学 生活学科 教授
	農 中 至	鹿児島大学法文学部 法経社会学科 准教授
	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部 准教授
	平 川 順 一 朗	南日本新聞社 編集局長

〔任 期〕 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は令和8年4月1日から令和8年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第10号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
岩脇 勝広 (前：甲南中学校長)
松本 遵 (前：西紫原中学校長)
森園 守 (前：明和中学校長)
山下 信久 (前：西陵中学校長)
富永 章文 (前：黒神小学校長)
野口 貴弘 (前：本名小学校長)
平田 睦 (前：吉田南中学校長)
岡元 次郎 (前：喜入中学校長)
前田 久之 (前：中名小学校教頭)
山下 久美子 (前：皇徳寺中学校長)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年4月1日付
酒井 利幸 (甲南中学校長)
藤原 隆哉 (西紫原中学校長)
淀 修司 (明和中学校長)
福園 和幸 (西陵中学校長)

徳留 健成	(桜島学校教頭)
曾山 志保	(本名小学校長)
本山 和仁	(吉田北中学校長)
角 和重	(喜入中学校長)
松本 洋也	(中名小学校長)
長野 和己	(皇徳寺中学校長)

〔任 期〕 令和8年5月31日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 社会教育法（抜粋）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 鹿児島市公民館条例（抜粋）

（審議会の設置）

第11条 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、公民館ごとに公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（委嘱の基準）

第12条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第13条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第14条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構成	氏名	所属・職名
中央公民館	学校教育関係者	中村 智子	大龍小学校長
		酒井 利幸 (前:岩脇 勝広)	甲南中学校長 (前:甲南中学校長)
	社会教育関係者	宇都 大作	市芸術文化協会理事
		中村 智貴	城南校区まちづくり協議会きぼう部会長
		緒方 善子	山下校区コミュニティ協議会書記
		川畑 裕美	坂元台校区スポーツ推進委員
	家庭教育関係者	益山 佳奈子	坂元校区家庭教育関係者代表
		徳永 信代	清水地区民生委員・児童委員
	9人	学識経験者	新原 市郎
鴨池公民館	学校教育関係者	濱崎 忠雄	中郡小学校長
		藤原 隆哉 (前:松本 遵)	西紫原中学校長 (前:西紫原中学校長)
	社会教育関係者	出水沢 真由美	宇宿校区コミュニティ協議会事務局職員
		原田 加代子	向陽校区まちづくり協議会事務局職員
		福司山 美穂子	紫原校区まちづくり協議会社会教育部長
		須部 貴之	八幡校区コミュニティ協議会総務部会副会長
	家庭教育関係者	中崎 啓文	鴨池小学校PTA会長
		大脇 麻記子	荒田校区コミュニティ協議会家庭教育代表
	9人	学識経験者	小城 和臣

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構 成	氏 名	所 属・職 名
城 西 公 民 館 7 人	学校教育関係者	新 屋 公 彦	原良小学校長
		淀 修 司 (前:森園 守)	明和中学校長 (前:明和中学校長)
	社会教育関係者	三 橋 雪 子	自主学习グループ連絡会会計
	家庭教育関係者	松 永 久 子	草牟田地区民生委員
		豊 平 ルミ子	西田地区主任児童委員
		伊瀬知 香 織	明和地区主任児童委員
	学 識 経 験 者	高 崎 良 一	元西田小学校長
谷 山 市 民 会 館 9 人	学校教育関係者	桑 原 千 恵 子	錫山小・中学校長
		坂之上 辰 志	谷山小学校長
	社会教育関係者	鬼 丸 のり子	谷山地域各流連合華道連絡会会員
		中 脇 公 英	東谷山コミュニティー協議会スポーツ 推進委員
		間世田 吉 宣	福平コミュニティー協議会副会長
	家庭教育関係者	野 田 百 合 子	谷山校区女性学級長
		熊 澤 佳 子	錦江台小学校学校運営協議会委員
		柿 元 まり子	和田校区あいご協議会長
	学 識 経 験 者	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構成	氏名	所属・職名
吉野公民館 6人	学校教育関係者	東 幸 枝	吉野東小学校教頭
	社会教育関係者	長 野 俊 之	吉野東まちづくり協議会事務局長
		栗 田 誠 一	鹿児島市スポーツ推進委員協議会長
	家庭教育関係者	村 山 ミユキ	大明丘地区民生委員・児童委員
		上 堂 園 愛	吉野東中学校PTA副会長
	学識経験者	中 馬 道 則	元中洲小学校長
伊敷公民館 7人	学校教育関係者	当 房 孝 子	伊敷小学校長
		内 真 奈 美	緑丘中学校長
	社会教育関係者	岩 下 ひろみ	花野校区コミュニティ協議会事務局職員
		増 田 恵 津 子	玉江校区コミュニティ協議会事務局職員
		井 出 俊 郎	伊敷台校区夢の里まちづくり協議会青少年育成部長
	家庭教育関係者	宮 下 未 来	前犬迫児童クラブ会長
学識経験者	福 山 久	前小山田校区まちづくり協議会長	

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構成	氏名	所属・職名
武・田上公民館	学校教育関係者	西國原 学	武小学校長
		福園 和幸 (前:山下 信久)	西陵中学校長 (前:西陵中学校長)
	社会教育関係者	本山 恵子	武・田上地域女性団体連絡会長
		田中 のり子	武岡コミュニティ協議会社会教育部会長
		三枝 直美	武・田上地域スポーツ推進委員協議会副会長
家庭教育関係者	平原 庸子	広木地区民生委員・児童委員協議会長	
7人	学識経験者	今別府 勉	元始良町立山田小学校長
東桜島公民館	学校教育関係者	徳留 健成 (前:富永 章文)	桜島学校教頭 (前:黒神小学校長)
	社会教育関係者	松元 千代子	黒神校区女性学級長
	家庭教育関係者	中村 美江子	東桜島中学校家庭教育学級長
	4人	学識経験者	岩元 益男
吉田公民館	学校教育関係者	曾山 志保 (前:野口 貴弘)	本名小学校長 (前:本名小学校長)
		本山 和仁 (前:平田 睦)	吉田北中学校長 (前:吉田南中学校長)
	社会教育関係者	北園 順子	宮校区あいご主事
		山王 芳子	自主学习グループ代表者
	家庭教育関係者	原田 正樹	吉田小学校PTA副会長
	6人	学識経験者	原田 美鈴

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構成	氏名	所属・職名
桜島公民館 6人	学校教育関係者	山口晴美	桜島中学校教頭
	社会教育関係者	田中江利子	桜峰校区コミュニティ協議会事務局書記・会計
		山下彰太	桜洲赤水地区前体育部長
		大村瑛	桜峰校区コミュニティ協議会イベント部会長
	家庭教育関係者	濱田江美	桜洲小親子読書会さくらんぼ元代表
	学識経験者	林康裕	社会福祉協議会桜島支部長
喜入公民館 6人	学校教育関係者	角和重 (前:岡元次郎)	喜入中学校 (前:喜入中学校長)
		松本洋也 (前:前田久之)	中名小学校長 (前:中名小学校教頭)
	社会教育関係者	有村節子	前前之浜校区女性学級長
		中村浩美	自主学习グループ連絡会顧問
	家庭教育関係者	宮原真弓	生見保育園長
	学識経験者	春田博明	喜入校区まちづくり協議会長
松元公民館 6人	学校教育関係者	五反田晴夫	松元中学校長
	社会教育関係者	田實澄恵	開陽高等学校PTA副会長
		大迫まどか	松元校区まちづくり協議会事務局職員
	家庭教育関係者	神園裕理香	東昌児童クラブ支援員
		上高原充	社会福祉法人常盤会石谷の森こども園長
	学識経験者	川原正一	教育カウンセラー

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構成	氏名	所属・職名
郡山公民館 6人	学校教育関係者	星山由美子	南方小学校教頭
	社会教育関係者	山下久代	ひとつ葉劇団こいやま会員
		山下要	自主学习グループ連絡協議会長
	家庭教育関係者	貴島直子	郡山中学校PTA保護者代表
		安楽進一郎	郡山校区コミュニティ協議会長
	学識経験者	中村哲	自主学习グループ講師
谷山北公民館 8人	学校教育関係者	田中省一	桜丘西小学校長
		長野和己 (前:山下久美子)	皇徳寺中学校長 (前:皇徳寺中学校長)
	社会教育関係者	堂満弘光	中山校区まちづくり協議会長
		米森玲子	公民館講座講師
		小野伸子	自主学习グループ連絡会副会長
	家庭教育関係者	吉永まゆみ	読書グループ「こだま」代表
		大保辰美	つばき幼稚園理事長
	学識経験者	小倉敏郎	元谷山北公民館長

【計96人】

〔任期〕 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

※網掛けの委員の任期は、令和8年4月1日から令和8年5月31日まで(前任者の残任期間)

〔理由〕 人事異動満了に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 54.2%

定第 1 1 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 3 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

- 〔解嘱又は解任〕 令和 8 年 3 月 3 1 日付
田中 準章（前：吉野東中学校長）
吉元 利裕（前：児童生徒支援課長）
- 〔理 由〕 定年退職に伴う解嘱及び人事異動に伴う解任
- 〔委嘱又は任命〕 令和 8 年 4 月 1 日付
大迫 勝則（吉野東中学校長）
山中 裕美（児童生徒支援課長）
- 〔任 期〕 令和 8 年 4 月 3 0 日まで
- 〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱又は任命

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立少年自然の家条例（抜粋）

（協議会）

第11条 少年自然の家の適正な運営を図るため、鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、少年自然の家の運営について協議する。

3 協議会は、20人以内の委員で組織し、その委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

5 協議会の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 略す

3 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（抜粋）

（協議会の委員）

第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 小・中学校及び高等学校を代表する者

(2) 教職員団体を代表する者

(3) 社会教育関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(5) 教育委員会事務局職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
小・中・高等 学 校 代 表	中 村 宗 義	和田小学校長
	大 迫 勝 則 (前：田中 準章)	吉野東中学校長 (前：吉野東中学校長)
	堀 之 内 尚 郎	鹿児島商業高等学校長
教 職 員 団 体 代 表	濱 田 真 由 美	県教職員組合鹿児島地区支部書記次長
社 会 教 育 関 係 団 体 代 表	川 添 啓 子	市PTA連合会副会長
	井 出 俊 郎	市スポーツ少年団指導者協議会会長
	佐 藤 秀 子	ボーイスカウト鹿児島第2団委員長
	盛 山 治 美	ガールスカウト鹿児島県第7団年長部門リーダー
	南 静 乃	市あいご会連合会監事
	東 靖 子	市保育園協会理事
学 識 経 験 者	浜 崎 眞 美	鹿児島女子短期大学教授
	福 満 博 隆	鹿児島大学総合科学域総合教育学系准教授
教 育 委 員 会 事 務 局 職 員	山 元 卓 也	教育委員会事務局教育部学務課長
	竹 下 直 大	教育委員会事務局教育部学校教育課長
	中 村 一 成	教育委員会事務局教育部生涯学習課長
	山 中 裕 美 (前：吉元 利裕)	教育委員会事務局教育部児童生徒支援課長 (前：教育委員会事務局教育部児童生徒支援課長)

〔任 期〕 令和7年5月1日から令和8年4月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和8年4月1日から令和8年4月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 令和8年4月1日付け 定年退職に伴う解職に伴い新たに委嘱するもの及び人事異動に伴う解任に伴い新たに任命するもの

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第12号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年4月23日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

- 〔解 嘱〕 令和8年3月31日付
 菊谷 俊一 (前：大明丘小学校長)
 大堂 厚美 (前：河頭中学校養護教諭)
- 〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱
- 〔解 任〕 令和8年3月31日付
 山口 伸一 (前：教育委員会事務局教育部保健体育課長)
- 〔理 由〕 人事異動に伴う解任
- 〔委 嘱〕 令和8年4月1日付
 谷末 博隆 (大明丘小学校長)
 税所 まゆみ (河頭中学校養護教諭)
- 〔任 期〕 令和8年6月30日まで
- 〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱
- 〔任 命〕 令和8年4月1日付
 田丸 武彦 (教育委員会事務局教育部保健体育課長)
- 〔任 期〕 令和8年6月30日まで
- 〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の任命

(参 照)

1 鹿児島市教委育委員会事務委任等規則 (抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないといは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立学校給食センター条例 (抜粋)

(運営審議会)

第5条 学校給食センターに鹿児島市立学校給食センター運営審議会 (以下「運営審議会」という。)置く。

2 運営審議会は、学校給食センターの運営について審議する。

3 運営審議会の委員は、鹿児島市教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 鹿児島市立学校給食センター条例施行規則 (抜粋)

(運営審議会委員)

第3条 運営審議会の委員は、18名以内とし次の各号に掲げる者のうちから任命し又は委嘱する。

(1) 市立学校の校長及び教職員

(2) 市学校保健会会長

(3) P T A代表者

(4) 学識経験者

(5) 衛生管理機関の代表者

(6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
市立学校の校長 及び教職員	谷末博隆 (前:菊谷俊一)	大明丘小学校長 (前:大明丘小学校長)
	松本眞一	武岡中学校長
	永吉知恵子	向陽小学校養護教諭
	重信久美子	花尾小学校養護教諭
	脇田明美	甲南中学校教諭
	税所まゆみ (前:大堂厚美)	河頭中学校養護教諭 (前:河頭中学校養護教諭)
	吉留由佳	松元中学校教諭
市学校保健会会長	上ノ町仁	市学校保健会会長
P T A 代 表 者	大浦進	星峯東小学校PTA会長
	清留剛	吉田小学校PTA会長
	竹中大輔	吉野東中学校PTA会長
	徳留杏子	甲東中学校PTA副会長
	立元耕史	鴨池中学校PTA会長
	今釜洋明	喜入中学校PTA会長
学識経験者	進藤智子	鹿児島純心女子短期大学准教授
	児玉むつみ	鹿児島女子短期大学准教授
衛生管理機関の 代表者	新小田雄一	市保健所長
その他教育委員会が 必要と認める者	田丸武彦 (前:山口伸一)	教育委員会事務局教育部 保健体育課長 (前:教育委員会事務局教育部 保健体育課長)

〔任 期〕 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

※網掛けの委員は、令和8年4月1日から令和8年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴い、解嘱又は解任及び委嘱又は任命するもの

〔女性委員の割合〕 44.4%

新1年生見学パスポートについて

① 趣旨

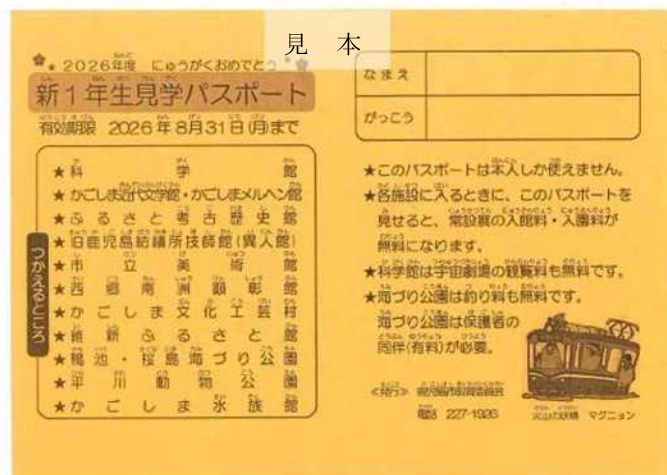
新1年生の入学を祝うとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう入館料等を免除する。

② 対象施設

科学館、かごしま近代文学館、かごしまメルヘン館、ふるさと考古歴史館、異人館、美術館、西郷南洲顕彰館、かごしま文化工芸村、維新ふるさと館、鴨池海づり公園、桜島海づり公園、平川動物公園、かごしま水族館

③ 有効期限 令和8年4月1日～8月31日

④ 対象者 約4,800人 (市内の国立・市立・私立小学校・市立義務教育学校の新1年生)



明和校区における義務教育学校基本構想について

1 概要

明和小学校と明和中学校を統合して新しい学校を整備するための方向性を示すものとして、「明和校区における義務教育学校あり方検討委員会（以下、「あり方検討委員会」という）」での協議、明和小・中PTAへのアンケートや明和まちづくり協議会を通じた住民説明会を経たうえで、この度、基本構想を策定したものの。

2 基本構想の概要

- (1) 明和小学校、明和中学校を統合し、明和校区ならではの特色ある教育を行えるよう9年制の小中一貫教育を行う施設一体型の義務教育学校を設置する。
- (2) 新設する義務教育学校（以下、「新設校」と呼びます。）は、令和12年4月の開校を目指す。
- (3) 新設校の設置場所は、既存校舎の耐力度調査の結果や校地面積の広さを踏まえて、現在の明和中学校敷地とする。
- (4) 現在の明和小学校内に設置されている児童クラブや校区公民館については、新設校の敷地内への移設整備を行う。
- (5) その他、新設校の設置にあたっては、保護者や学校、地域の代表者に加え、学識経験者を交えた「あり方検討委員会」において、開校までに必要な事項などを各面から協議し、定めるものとする。

3 経緯

令和7年	3月24日	第1回あり方検討委員会
	5月2・8日	明和小・中PTA総会での説明会
	6月24日	第2回あり方検討委員会
	7月26日	明和校区の保育園・幼稚園の保護者向け説明会
	8月28日	第3回あり方検討委員会
	12月9日	第4回あり方検討委員会
令和8年	1月29日	第5回あり方検討委員会
	2月～3月	明和小・中PTAへ基本構想（素案）のアンケート
	4月6日	地域住民への「基本構想（素案）」説明・意見交換会

4 今後の対応

基本構想を基に令和12年4月の開校に向けて、

(1) ハード面の整備

- ① 必要な教室・機能、配置の考え方など新たな学校施設整備の方向性を決定する基本計画
- ② 平面プランや構造方針など、建物の骨格となる設計を作成する基本設計
- ③ 工事ができるレベルの詳細図面・仕様書を作成する実施設計の策定を進めます。

(2) 教育内容などのソフト面の準備

明和小・中の連携を一層進めるとともに、教職員の義務教育学校への理解を深め10年度以降は教育委員会とも連携し、学校運営協議会の意見を踏まえながら、教育課程の編成などを進めます。

令和7年度市立高等学校活性化委員会における意見の集約について

令和8年3月25日

鹿児島市教育委員会教育長 殿

市立高等学校活性化委員会
委員長 大坪 治彦

令和7年度 市立高等学校活性化委員会における意見の集約

標記の委員会を3回実施し、出された意見につきまして、以下のように集約いたしました。

- 1 市立3高等学校は、長い歴史と伝統を有し、本市の人材育成に大きく寄与してきた。しかし、生徒数減少や高校授業料無償化等により、公立高校離れが懸念される状況がある。そのような中、各高等学校の魅力ある学校づくりや定数確保に向けた様々な活性化の取組について、各高校、市教育委員会が一層連携を図りながら協議を進めていただきたい。
- 2 各高等学校においては、各種メディアを活用して魅力ある教育活動の情報発信に努めている。生徒や保護者のニーズを把握し、活性化に向けた取組について、引き続き検討したい。
- 3 鹿児島玉龍高等学校は、中高一貫教育20年の節目を迎え、学校の特色を生かす取組の検討について学内で活発に意見交換がなされており、委員からは継続的な協議に期待する意見が出された。今後は、普通科の魅力化・特色化を一層図るとともに、中等教育学校の可能性についても議論を深めてほしい。
- 4 本委員会において鹿児島商業高等学校から提案があった「単位制導入」については、学校を活性化させる契機となることが期待できることから、学校の意向を踏まえながら、早期に実現できるように、教育課程の編成など連携して令和9年度からの導入に向けて準備を進めていただきたい。
- 5 鹿児島女子高等学校については、学科再編、令和8年度からの導入に向けて制服の刷新など新たな取組が積極的になされてきた。今後、令和8年度入試結果について分析を行うとともに、本委員会において、適正規模も含め、学校の在り方についての検討をさらに重ねていただきたい。
- 6 今後も、特色を前面に出す中で、本委員会の意見も参考にし、市教育委員会と連携しながら、更なる活性化策に取り組んでほしい。そのためには、各高校だけでなく、市教育委員会の取組についても検証し、改善を重ねる体制が必要であることから、外部の意見を反映できる本委員会は、今後も継続していただきたい。